

【 科目 1 】 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

問題 1 「建築物石綿含有建材調査」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。
- 2 2005（平成17）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- 3 1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は、原則禁止になった。
- 4 2022（令和4）年4月から、解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

問題 2 「石綿の定義、種類、特性」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- 2 厚生労働省の通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- 3 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、全ての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。
- 4 アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。

問題 3 「石綿の定義、種類、特性」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿の特性として、引張に強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- 2 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。
- 3 レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿等はこのカテゴリーに含まれる。
- 4 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には保温材、耐火被覆材があるが、煙突断熱材はレベル3に分類される。

問題 4 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1 鼻腔」→「2 咽頭」→「3 気管」→「4 気管支」→「5 細気管支」→「6 肺胞」である。
- 2 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚等がある。
- 3 石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や、平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や、痰を伴うことが多い。
- 4 中皮腫とは、腹膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。

問題 5 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。
- 2 石綿累積ばく露量（石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間）と石綿関連疾患の発症には相関はない。
- 3 各種環境における石綿濃度を把握することも、調査者にとって重要である。
- 4 石綿繊維の直径は、髪の毛の5000分の1程度であり、肉眼では繊維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。

【 科目 2 】 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

問題 1 「大気汚染防止法、建築基準法、その他関係法令」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）では、建築物等の分別解体等のための調査が義務付けられており、また、自治体の条例でも調査義務が課せられている場合もある。
- 2 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- 3 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- 4 大気汚染防止法においては、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当する。

問題 2 「大気汚染防止法、建築基準法、その他関係法令」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 大気汚染防止法の定めにより、元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等工事が終了した日から3年間保存する。
- 2 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるものについては、調査結果を都道府県知事への報告が義務付けられている。
- 3 大気汚染法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるものについては、調査結果を都道府県知事への報告が義務付けられている。
- 4 大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届の届出者は、元請業者又は自主施工者である。

問題 3 「石綿含有建材調査者」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や、通常の建築物利用時において、その建築物に使用されている全ての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
- 2 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、適切な試料採取と正確な分析評価を実施しなければならない。
- 3 石綿は、建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突等の工作物みに多く使用されてきたが、機械・工具の類には使用されない。
- 4 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価等にも大きく影響する。

問題 4 「石綿含有建材調査者」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や、占有者等の個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に機密保持義務がある。
- 2 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならないが、調査結果が調査の発注者に不利益をもたらすおそれがある場合はその限りではない。
- 3 石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や、工法にも精通しておくことが必要である。
- 4 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。

問題 5 「事前調査の具体的手順の例」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
- 2 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を

行うことを目的とし、その証明ができない場合は、分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。

- 3 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で成形板の裏面のJIS表示や、不燃番号等を確認して判定する方法がある。
- 4 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。

【 科目 3 】 石綿含有建材の建築図面調査

問題 1 「建築一般」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- 2 建築基準法では、建築物の利用者、人口密度に応じて、建築物の壁や、柱等の主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすること等が義務付けられている。
- 3 建築基準法において、「壁（構造上重要ではない間仕切壁を除く。）」は、建築物の主要構造部である。
- 4 建築基準法において、「屋根（構造上重要ではないひさしを除く。）」は、建築物の主要構造部である。

問題 2 「建築一般」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
- 2 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊、その他の損傷を生じない性能をいう。
- 3 建築基準法において、「2時間耐火」よりも「1時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- 4 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「3時間」である。

問題 3 「建築一般」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み30cm以上の部分を耐火構造又は準耐火構造としなければならない。
- 2 防火区画の留意事項として、カーテンウォールと床スラブ等との取り合い部分（取り付け部）は、床スラブとカーテンウォールとの間のすき間を耐火性能のある不燃材で塞ぐのが一般的である。
- 3 S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根等への耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
- 4 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や、規模に応じて、居室や、廊下・階段等の壁、天井の仕上を準不燃材料、難燃材料とすることが義務付けられている。

問題 4 「建築設備」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
- 2 電気設備において、ケーブルが上下階や、壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第二種」を使用することが多くみられる。
- 3 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や、配管エルボの保温に使われているが、ボイラー室の壁や、天井には、吹付け石綿は使用されていない。
- 4 レストラン等の厨房にグリーストラップがある場合は、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となる。

問題 5 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 レベル1の石綿含有建材は施工方法や、材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付けの3つの工法がある。

- 2 石綿含有吹付けロックウール（湿式）は比重が大きく硬いので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹付け石綿には使用されていないと推測できる。
- 3 吹付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」「水」である。
- 4 石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として湿式工法が開発され、現在では湿式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。

問題 6 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」「グラスウールマット保温材」「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- 2 石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第二種」の2種類がある。
- 3 石綿含有耐火被覆板は、1963（昭和38）年頃から使用され、工場にて、アモサイト等の「石綿」を基材として「セメント」と「水」とを混ぜ合わせて成形し、一定サイズのもので製造された。
- 4 けい酸カルシウム系保温材は、平板、半円筒等の形状をしており、各々の被保温箇所には被せ、バンドや、番線等で固定して使用されていた。

問題 7 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 レベル3の石綿含有建材は事業用の建築物だけでなく、一戸建て住宅等にも幅広く使われている。
- 2 調査対象建築物の施工時期がわかれば、レベル3の石綿含有建材はかなりの確率で推定することができる。
- 3 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- 4 事前調査において「石綿無し」と判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は「石綿含有」とみなすか、分析により確認する。

問題 8 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961(昭和36)年から1987(昭和62)年である。
- 2 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しいため、調査においてはスレートボードとしてまとめてよい。
- 3 石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- 4 「aマーク」の表示は、通常は製品1枚に1か所なので「aマーク」があれば「石綿あり」といえ、「aマーク」がなければ「石綿無し」といえる。

問題 9 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 せっこうボードのうち、1970（昭和45）年から1986（昭和61）年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。
- 2 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- 3 複合パネルは、表面をタイル模様加工した押出成形セメント板の製品もある。
- 4 石綿含有壁紙は、建築基準法に基づく内装制限がかかる避難階段、通路、エレベーターホール等の壁面や、天井等に使用されている。

問題 10 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿含有窯業系サイディングの補助資材のうち、同じ材質役物(出隅用、入隅用役物)の場合は、石綿を含有している場合がある。
- 2 石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、製品厚さが薄く、踏み割れしやすいことから、野地板は平滑な合板を使用し、隙間なく張り詰める方法が多い。
- 3 石綿含有ビニル床シートの裏面には、必ず製品名等の印字がある。

4 石綿含有ルーフィングは、目視では、石綿が含有されているか否かの識別は極めて困難である。

問題 11 「石綿含有建材」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クリソタイル」石綿で、石綿の含有率は70～90%と高い。
- 2 石綿含有シール材は、配管や、ダクトの気密性、液密性を保つためのものであり、静止した部分で使用されるものが「パッキン」、可動部等で使用されるものが「ガスケット」である。
- 3 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管や、ダクトの継ぎ目に使用されており、建築物以外でも工作物の配管や、機械（オイル漏れ防止）等に使用された。
- 4 建築用仕上塗材で仕上げられた建物を解体する場合は、下地調整塗材及び建築用仕上塗材が対象となり、コンクリートの上部までを調査対象範囲とする。

問題 12 「書面調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 設計図書や、竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているのので、建築物の現状を現したのものとして考えてよい。
- 2 書面調査における情報の入手については、図面や、図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリング等を行う。
- 3 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- 4 書面調査の結果をもって調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、現地調査を行う必要がある（2006(平成18)年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く。）。

問題 13 「図面の種類と読み方」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 配管電線類等が床貫通や、区画貫通する場合、BCJ評定の工法が採用されていることがあり、これらの材料の中には石綿が含まれることもあり、それぞれのメーカー等へのヒアリングも必要となる。
- 2 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理等の情報が得られる。
- 3 建築物の断面図において、床の高さ、軒高、天井高、軒の出寸法や、北側斜線制限等が記載されており、外部仕上材料が記載されていることもある。
- 4 立面図は、建築物の立面を記載しており、通常、4面1組で建築物の立面が記載されているが、外部仕上は記載されていない。

問題 14 「石綿含有建材情報の入手方法」「書面調査結果の整理」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- 2 使用された建材や、試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
- 3 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことをもって、石綿無しの証明にはならない。
- 4 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも、現地調査の際に有効である。

【 科目 4 】 目視調査の実際と留意点

問題 1 「現地調査の流れ」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 改修や、解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や、下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- 2 建築図面がない場合は、詳細調査に入る前にヒアリング等の結果を踏まえて、外、屋上、基準階等を先に縦覧し、簡単なフロア図のスケッチを作成し、大まかな建築物概要を把握することも有効である。
- 3 建築物の書面調査の結果、書面調査で決めた箇所から採取した試料の分析方法は、石綿含有建材調査者自らの責任で決める。
- 4 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。

問題 2 「事前準備」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- 2 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また、現場が暗所である場合には「投光器」等が必要であり、現地の状況を予測して必要な用品を準備する。
- 3 調査に必要な用品には、工業用ファイバースコープ、レーザー距離計、スモークテスター、PS専用の扉ハンドル、下地検知器、HEPAフィルタ付き真空掃除機等がある。
- 4 調査時における服装のポイントは、「調査作業中であることを第三者に伝えること」、「石綿粉じんからのばく露防止対策」の2点である。

問題 3 「現地調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 現地調査に臨む基本姿勢として、同一パターンの部屋が続いたり、上下階の往復を何回か繰り返す必要がある場合でも、同一だからと調査対象の部屋を割愛したりしてはいけない。
- 2 現地調査で対象建築物の外周を一周してみたり、ある程度離れた場所から建築物の全体を観察すると、塔屋や、煙突の位置等の確認が出来ることがある。
- 3 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）等に記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのではなく、試料採取したその部屋で記入し、忘却や、試料の混同を避けるようにする。
- 4 現地調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。

問題 4 「現地調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 改修工事が行われている場合や、仕様を満たすため、現場判断で設計図書と異なる施工を行った場合があるなど、石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。
- 2 石綿含有建材の調査に当たっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や、建築基準法等の法制度に関する最低限の知識等の習得が必要である。
- 3 現地調査における「目視」による調査とは、「単に外観を見ること」で、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について、調査する必要はない。
- 4 レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所への使用もあるが、むしろ、そうした法令以外の用途（意匠、吸音、防水性能等）で使用されたものが多く見られる。

問題 5 「現地調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 試料採取の適地とは、石綿含有建材調査者が安全に作業を行うことのできる場所のことであり、調査に使う工具類の飛散・落下災害を防止する措置を講じることも大切である。
- 2 レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。
- 3 レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合がある。

- レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。

問題 6 「現地調査の実施要領」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1,000番台」、準不燃は「2,000番台」、難燃は「3,000番台」が記載されている。
- 調査において、同一と考えられる建材の範囲については、色を見たり、成形板であれば触ってみる、叩いてみる、外してみるなどにより、知識と経験を総合的に判断する。
- 改修・解体のための事前調査では、必要があれば取外し調査（場合によっては破壊を伴う）を行い、全ての範囲について調査を行う必要がある。
- 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。

問題 7 「試料採取」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 試料採取に当たって、必要であれば、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。
- 複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり、手袋を交換する必要はない。
- 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。
- 吹付け材は、材料組成が「不均一」になっている可能性が高いため、試料採取は該当する吹付け面積を3等分し、各区分から1個ずつサンプルを採取する。

問題 8 「試料採取」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。
- 平屋建ての建築物で施工範囲が3000㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の試料を2箇所以上、1箇所当たり10㎡程度をそれぞれ採取する。
- 一建築物であって、耐火被覆の区画に関し、記録がなく、かつ、耐火被覆の業者（吹付け業者）が不明確な場合は、各階を施工範囲とする。
- 耐火被覆材には、「吹付け材」、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」、「耐火塗材」がある。

問題 9 「試料採取」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 採取した試料を分析機関に提出する際は、「試料採取者」と「整理する者」とを分け、分業して実施の方が効率が良い。
- 設計図書や、特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することは難しいので、分析により判定する。
- 採取した仕上塗材には、下地調整塗材や、コンクリート等が付着している場合があるので、まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。
- 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の3箇所以上から1箇所当たり容量10㎡程度を目安に試料を採取する。

問題 10 「現地調査の記録方法」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
- 調査の記録について、調査する部屋が多い時は、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから、調査メモを作成する。
- デジカメはメモ代わりにもなるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。ただし、1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮るのは無駄なこと。
- 石綿含有建材の判定は、「劣化」又は「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となってくる。

問題 11 「現地調査の記録方法」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無とその面積」を明確にすることが求められている。

- 2 調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと考え、飛散の可能性はない、又は低いと安易に判断してはならない。
- 3 「やや劣化」とは、全般的に表面等の劣化が進み、毛羽立ち等が発生している状態を表す。
- 4 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ち等は、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。

問題 12 「建材の石綿分析」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- 2 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- 3 アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法1は、「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。
- 4 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことはできない。

問題 13 「建材の石綿分析」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 定性分析方法3は、光学顕微鏡法による定性分析方法である。
- 2 定性分析方法2及び定量分析方法1は、建材製品中のアスベスト分析だけを対象としており、また、ILO条約の精神を踏まえ、石綿除去作業等者の安全衛生を考慮して作成した方法である。
- 3 定性分析の方法として、「定性分析法1」、「定性分析法2」、「定性分析法3」の3種類がある。
- 4 定性分析方法1及び定量分析方法2は、建材製品、天然鉱物及びそれを原料としてできた製品中のアスベスト分析に適用可能である。

問題 14 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 試料を分析機関に送付後、部屋別の現地調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。
- 2 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料番号」や、「試料名」と分析結果報告書の記載に相違がないかを確認する。
- 3 分析機関から結果速報や、分析結果報告書を受領したら、石綿含有建材調査者は速やかにチェックを行う必要がある。
- 4 部屋別の現地調査個票と部屋別の写真とは、別々に取り纏める。

【 科目 5 】 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

問題 1 「現地調査総括票の記入」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築物の概要欄における建築物の名称は、調査時点での名称を記入する。
- 2 建築物の概要欄における建築物の所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。
- 3 建築物の概要の確認済証交付日・番号は、可能な限り、年月日まで記入する。
- 4 所有者情報提供依頼概要欄における調査者記入欄は、調査者が事前に実施した所有者へのヒアリング内容や、実際に調査した上でのコメントを記載する。

問題 2 「現地調査総括票の記入」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 今回調査箇所欄における棟・階は、多くの建築物は独立した1棟であるが、複数棟ある場合(〇〇棟)に、各棟が同時期に建築され、仕様が同一であればまとめて記載してもよい。
- 2 今回調査箇所欄における外部は、外階段や、外壁等の建築物の外部について記載する。外部欄には、調査を行った場所を記載する。
- 3 今回調査箇所欄における部位は、梁・柱等、建築一般呼称でよい。採取した位置を指しているの

ではなく、石綿含有可能性材があった部位の全部を示している。

- 4 今回調査できなかった箇所欄は、石綿含有建材調査者の見落としと区別する意味においても、階・部屋名等を記載するとともに、図面で図示し(色塗り等)、その理由も簡潔に記載する。

問題 3 「現地調査個票の記入」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 同じような部屋を次々と調査するような場合には、石綿含有建材調査者の記憶違い等が起こり得るため、調査者がその調査対象部屋内でメモ書き等をしておくことは、後からの調査報告書にも有効である。
- 2 外観の記入に当たっての注意事項として、「定礎」があれば、その刻印された内容についてメモをとるだけでなく、近寄って写真に収めておく。
- 3 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。
- 4 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や、通称での記載は不可である。

問題 4 「調査報告書の作成」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 分析機関から、結果速報や、石綿分析結果報告書を入手した結果、調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果であった場合は、分析機関の判定を採用することが重要である。
- 2 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに、現地調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- 3 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へ対しての責務である。
- 4 現地調査個票は調査した「部屋」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。

問題 5 「所有者等への報告」に関する次の①～④の記述のうち、間違っているものを一つ選びなさい。

- 1 建築物の所有者等へ調査報告書には、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- 2 建築物等の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や、石綿の除去までではなく、調査を終了した月から3年間記録を保存することが望ましい。
- 3 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や、石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
- 4 建築物所有者によっては、石綿含有製品の基準の変更等により、複数回の調査を余儀なくされたことが負担になっているとの指摘があることも、石綿含有建材調査者は理解しておく。